

# 長崎県建設工事成績評定書公表実施要領

## （目的）

第1条 公共工事の入札契約事務手続きの透明性の向上を図るため、また工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに工事の品質確保を図ることを目的として実施する建設工事の工事成績評定書及び再評定書（以下「評定書」という。）の公表の事務取扱いについては、この要領の定めるところによる。

## （対象工事）

第2条 評定書公表の対象とする工事は、評定点通知を行う工事と同じとする。  
（請負額が500万円以上の工事）

## （評定書の公表方法）

第3条 各発注機関において評定書の四半期毎分を閲覧により公表するものとする。

## （評定書の閲覧期間）

第4条 公表する評定書の閲覧期間は、3ヶ月間とする。

## （評定書の保存期間）

第5条 公表する評定書の保存期間は、5ヶ年（年度）とする。

## （説明請求）

第6条 原則として公表した評定書に関する説明請求は受付ないものとする。

## 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年5月1日改正する。

この要領は、平成18年4月1日改正する。

この要領は、平成20年4月1日改正する。

この要領は、平成21年4月1日改正する。

この要領は、平成27年4月1日改正する。

工事番号

工事名

工事場所

## 工事成績評定書

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.3点
	II 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I 施工管理	/ 13.0点
	II 工程管理	/ 8.1点
	III 安全対策	/ 8.8点
	IV 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	/ 14.9点
	II 品質	/ 17.4点
	III 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	I 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等	（減点のみ）	点
	（加点のみ）	点
評定点合計		/ 100点

注）上表の評定点合計は、別途工事成績評定調書により算出されたものです。

また、各細別の評定点は、工事成績評定調書の各細別の評定点を換算した参考値であるため、その合計と評定点合計は一致しない場合があります。

検査年月日：平成 年 月 日

工事番号

工事名

工事場所

## 工事成績再評定書

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.3点
	II 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I 施工管理	/ 13.0点
	II 工程管理	/ 8.1点
	III 安全対策	/ 8.8点
	IV 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	/ 14.9点
	II 品質	/ 17.4点
	III 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	I 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等	（減点のみ）	点
	（加点のみ）	点
評定点合計		/ 100点

注）上表の評定点合計は、別途工事成績評定調書により算出されたものです。

また、各細別の評定点は、工事成績評定調書の各細別の評定点を換算した参考値であるため、その合計と評定点合計は一致しない場合があります。